

「大阪・関西万博」山梨県催事運営等業務仕様書

1 委託業務名

「山梨・関西万博」山梨県催事運営等業務

2 業務の目的

県では、令和3年に「やまなし地域プロモーション戦略」を策定し、「ハイクオリティやまなし」のキャッチフレーズのもとで、「上質な環境を提供する」というブランドコンセプトの実現に向けた取り組みを推進している。こうした中、令和7年に開幕する大阪・関西万博（以下「万博」という。）において、自治体の魅力や未来ビジョン等をPRする「自治体参加催事」に山梨県ブースを出展し、国内外に開かれた「開の国やまなし」の取り組みを広く発信する。

本業務は、上質な空間・上質な体験を享受できる「やまなし」の魅力を来場者に体感して貰う本県催事を円滑に運営するため、運営マニュアルや進行台本等を作成するとともに、必要な資機材や要員体制の構築、当日の設営・運営・撤去等を行うものである。

また本業務にて制作する展示コンテンツのうち、二次利用が可能なものについては、万博展示期間終了後においても、県有施設等で活用することを想定している。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年10月31日までとする

4 万博及び本県催事の概要

（1）万博の概要

開催期間：令和7年4月13日（日）～10月13日（月）（184日間）

会場：夢洲（ゆめしま）（大阪市此花区）

来場想定：2,820万人（15.3万人／日）

（2）本県催事の概要

出展期間：令和7年8月22日（金）～8月24日（日）（3日間）

※搬入・設営は21日、搬出・撤去は25日を予定

出展会場：EXPOメッセ「WASSE」

出展面積：2／6区画 約350㎡（6区画を岡山県、愛知県・名古屋市と分割利用）

タイトル：山梨の魅力をまるごと体感！ハイクオリティやまなしフェスin万博

出展概要：1. 挑戦を続ける「やまなし」の先進的施策紹介

2. 上質な空間・上質な体験を享受できる「やまなし」の魅力紹介

来場想定：1日あたり5,000人程度

5 委託業務

別添「山梨県ブース基本計画」及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が発行している「EXPOメッセ『WASSE』利用ガイド第2版（※1）」を

踏まえ、以下（１）～（６）の業務を実施すること。

業務の実施に当たっては、県と協議を重ね、来場者向け県産品の試食・試飲や、五感を刺激する心躍る体験等を通じて、本県の「上質な」魅力が来場者に伝わるような催事企画、会場設営・運営等を実施すること。

（※１）本業務の受託者に対し、県から提供する

（１）各種詳細計画・マニュアル等の作成に関すること

ア 運営マニュアル、進行台本、警備・清掃、映像音響照明設備、演出構成、危機管理対応マニュアル、人員配置計画、研修等に関する資料の作成

イ 出展までの事前準備スケジュール、搬入出等の詳細スケジュール作成

（２）出展までの事前準備に関すること

ア 運営に必要な資材や設備・物品等の調達及び装飾や展示物の手配

イ 展示コンテンツ制作（富士山モニュメント、案内パネル、施策紹介用静止画（※２）等）

ウ 運営要員の確保・研修・教育（※３）

エ 宿泊施設の確保（受託者又は受託者が確保する要員分は除き、現時点でワークショップ関係者や県職員分で 50 部屋程度が必要になる見込み（※４））

オ 運営経費の算出（人件費、警備費、清掃費、光熱水費、備品・消耗品費、旅費・宿泊費、施設使用料 等）

（※２）施策紹介用静止画は県が提供する資料を基に日本語、英語の２種類作成すること

（※３）人員は受託者が 25 人程度用意すること（県職員は各日 35 人程度参加予定）

（※４）原則、ワークショップ関係者分は委託料に含むこととし、県職員分は確保のみで支払いは県負担とする。但し、宿泊料金や宿泊地については県と協議の上、決定することとする

（３）設営・運営・撤去に関すること

ア 設営（県と協議の上、英語表記やユニバーサルデザイン等への対応を行うこと）

・展示内装制作、必要な装飾等（10 人弱が一度に視聴できるイマーシブシアターの造作・設営、富士山モニュメント 等）

・冷蔵庫、プロジェクタ（12,000 ルーメンス以上）、大型ディスプレイ等、資機材の設置

・その他、基本計画にある展示内容の実施に必要な工事や資機材の設置、造作物制作

イ 運営（県と協議の上、外国語対応やユニバーサルデザイン等への対応を行うこと）

・全体管理、展示関係全般に対する保守管理、ワークショップやセレモニー等のイベントの企画運営

・催事期間中の清掃、ゴミ処理等を行うこと

・飲食物については衛生管理に十分留意すること。なお、冷蔵庫等、品質・衛生管理に必要な設備・資格者等は受託者が全て手配すること

・催事の円滑な運営管理及び来場者の安全確保を適切に行うとともに、運営上のトラブルが生じた場合に対応できるようにすること。また外国籍来場者にも対応できるスタッフを配置すること

・その他、基本計画にある展示内容の実施

ウ 撤去

- ・展示関係撤去
- ・県と協議の上、二次利用するものは県が指定する場所に搬入すること
- エ 上記ア〜ウの事業の実施にあたり、本県催事及びその他同会場における催事等の実施に支障が生じないように、必要な調整や協議等を行うこと
- (4) 博覧会協会や関係者への支払いに関すること
 - ア 博覧会協会が加入を義務づける財産（火災）保険、動産総合保険に加入すること。その他、必要な保険に加入すること（委託料に含む）
 - イ 博覧会協会が求める施設利用料等の出展に関する一切の経費を県に代わって支払うこと（委託料に含む）
 - ウ 県と協議の上、県が調達した資材や設備、物品に関する支払いや関係団体等に対する交通費や謝金支払いを行うこと（委託料に含む）
 - エ 県が指定する関係者や県職員等について、県と協議の上、現地までの交通手段の手配を行うこと。なお、県職員の交通及び宿泊に要する費用は、委託料には含まない
- (5) 事業全般に関すること
 - ア 同時開催自治体展示事業者との調整を行うこと
 - イ 催事の実施に必要な申請・届出等の手続きについては、関係官公庁や博覧会協会等に確認した上で受託者が代行すること。ただし、県名義での申請・届出等が必要な場合は、適宜、県に相談すること
 - ウ 博覧会協会等が求める提出書類の作成を行うこと
 - エ その他、必要な関係団体等と十分な調整を行うこと
- (6) その他
 - ア 催事期間中に会場の様子や運営状況を写真撮影すること
 - イ 来場者に対しアンケート調査を実施すること
 - ウ 出展記録、来場者・参加者数の集計、事故・トラブル及び苦情処理等の記録、その他必要事項の記録を報告書にまとめて提出すること。詳細な手法等については県と協議の上決定することとする
 - エ 県が実施する広報活動や、報道機関の取材には必要な協力を行うこと

6 県から貸与・提供を想定しているもの（以下のコンテンツ、資材の調達費用は不要）

- ・イマーシブ動画コンテンツ
- ・放映用各種動画
- ・施策紹介用パネルデータ
- ・富士山フォトコンテストパネル
- ・デジタルサイネージ用筐体（現時点で台数は未定） ※5
- ・押印体験用印章
- ・来場者配布用のノベルティグッズ（現時点で数量や配布物は未定）
- ・配布用N F Tデータ

（※5）必要台数に不足する場合は受託者が費用負担の上、用意すること。

7 業務実施体制

- (1) 事業の実施に当たっては、業務を総括する責任者を置く等、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること
- (2) 山梨県への連絡・報告・協議を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員を確保すること
- (3) 経費や事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること
- (4) 本業務を円滑に進めるため、月2回以上の県との打合せの機会を設けること（メールや電話でのやり取りは除く）
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと
- (6) 受託者の責めに帰すべき事由により会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと
- (7) 業務の進捗状況を管理し、円滑に業務を遂行するとともに、経費の管理、業務の企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること

8 県への実施報告

委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、県の担当者との連絡調整を密にし、県からの求めに応じて遅滞なく実施状況を報告すること。また、県や関係機関と協議を行った時には打合せ記録を作成し、県に提出すること。

委託業務完了後は、速やかに実施報告書（様式5）を県に提出すること。

9 成果品の提出期限及び納品場所

- (1) 成果品
 - ア 各種詳細計画
 - イ 各種マニュアル
 - ウ 運営業務関連書類（運営日誌、展示状況がわかる写真等の記録、アンケート集計、打合せ記録等）
 - エ 上記ア～ウに係る電子データ一式
 - ※詳細については受託者選定後に県と協議の上決定する
 - ※再利用するコンテンツについては県と協議の上対応すること
- (2) 納品期限
令和7年10月31日
- (3) 納入先
山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ

10 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際し、企画提案公募要領に基づき選定された企画提案書の内容及び

実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある

- (2) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること
- (3) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと
- (4) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、『大阪・関西万博』山梨県催事運営業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない
- (5) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない
- (6) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については県に帰属し、本業務終了後においても県が自由に無償で使用、加工ができるものとする。なお、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする
- (7) 受託者は成果品に使用する全てのものについて必ず肖像権や著作権等の了承を得て利用すること。第三者の肖像権や著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと
- (8) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと
- (9) 委託業務の実施にあたっては、随時、県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。また、博覧会協会が定める規定・レギュレーション等を遵守すること

1.1 その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ること

(2) 仕様の変更について

受託者は、感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができる

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと

【様式 5】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所 :

名 称 :

代表者氏名 :

印

「大阪・関西万博」山梨県催事運営等業務委託実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けた「大阪・関西万博」山梨県催事運営等動
業務委託について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

「大阪・関西万博」山梨県催事運営等業務委託

委託業務実施報告書

委託業務実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和7年10月31日

事業受託事業者名称

【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- ・ データ形式は、ワード（.docx）、エクセル（.xlsx）又はパワーポイント（.pptx）のいずれかとしてください。
- ・ 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- ・ 提出時には、ゴシック体で記載された留意点は削除して構いません。

1 委託業務実施概要

※ 実施した業務の概要を簡潔にまとめてください。

※ 業務で得られた成果を記載してください。

2 実施報告

※ 仕様書 5 に沿った詳細な実施状況を記載してください。

※ 期間中の展示状況がわかるような写真等も示してください。

3 委託業務まとめ

※ 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。